

障害者の読書に関する課題

1. 出版社・電子書籍配信事業者に関する課題（買う自由）

- (1) 販売されている本のごく一部にしか「テキスト引き換え券」がついていないため、点訳や音訳、拡大写本、電子データ化の作業を経なければ本を読むことができない。結果的に、本の発売日に情報にアクセスすることができない。
- (2) 販売されている電子書籍でも画像処理されているPDFデータや読み上げに対応していないデータは、点訳もスクリーンリーダーによる読み上げもできない。また、正しい音声化のための仕組みができていないため、スクリーンリーダーでは誤読されることもある。

2. 図書館・障害者情報提供施設に関する課題（借りる権利）

- (1) 新たに著作権法37条3項で権利制限対象者（マラケシュ条約が求める受益者）になる寝たきりや上肢に障害のある人の読書を保障する図書館や仕組みがない。
- (2) 学校図書館、大学図書館、公共図書館の多くは年会費4万円の問題があり、サピエにつながっていない。視覚障害教育の専門機関である盲学校でさえサピエに加入できていないところもある。よって、大人の障害者はもちろん、子ども読書推進法の理念と異なり、視覚障害、ディスレクシア、上肢障害のある幼児・児童・生徒も、十分に読書活動に親しむことができていない。
- (3) ごく一部の大学を除き、ほとんどの大学の障害学生支援室や大学図書館にこれまでデータ化した資料が眠っており、全国で共有するための国会図書館のデータベースが十分に活用されていない。
- (4) サピエ図書館はテキストファイル形式のデータを収集しておらず、また国会図書館が収集したテキストファイルもサピエからはダウンロードできない。また、国会図書館のデータはサピエが取り扱っているデータ形式であればサピエからダウンロードできるが、逆にサピエのデータは国会図書館を通してダウンロードできない。よって、すべてのデータをダウンロードするためには、個々の障害者でも図書館でもサピエと国会図書館の両方に登録しなければならない。
- (5) サピエ図書館を維持していくための財政が脆弱である。システム管理は厚生労働省からの補助金で維持できているが、運営費については個人の寄付金や加盟図書館の年会費などでかろうじて賄われている。サーバーの容量にも限界がある。例えば録音図書の場合、最初に製作されたデータだけしかアップすることができず、後で高品質のデータが製作されても全国の障害者に提供することはできない。

- (6) 本来平等に地域住民へのサービスを提供しなければならない全国約3200の公共図書館でも、ニーズに応じた資料提供や施設のバリアフリー化など、障害者への合理的な配慮が進んでいないところが多い。その背景には、公共図書館の予算が削減傾向にあり、障害者サービスを充実する余裕がないという側面もある。
- (7) 国会図書館で電子化され、近代デジタルライブラリーに所蔵されているデータが、テキストになっていないため、障害者の読書環境の充実に十分につなげていない。

3. 製作上の課題

- (1) ボランティアグループもサピエにデータをアップするためには年会費1万円を納めなければならない、結果的に貴重なデータが眠ってしまっている。カセットテープによる蔵書もデジタル化の費用がなく、多数眠っている状態である。また、自動点訳や音声化が難しい書籍（図や写真、数式、漢文など）の製作をする担い手が少ないことに加え、点訳や音訳ボランティアの高齢化と減少により、将来的に蔵書製作に支障をきたす恐れが出てきている。一般図書に比べ、専門書が少ないという状況も改善していかなければならない。

4. その他の課題

- (1) 障害者の読書スキルは、失明や発症年齢などにより個人差がある。点字やデジプレーヤーの操作、サピエからのデータのダウンロード方法などIT機器の利用技術の習得を公的に支援する体制が十分ではない。
- (2) マラケシュ条約批准後に外国のアクセシブルなデータを入手する方法が確立していない。また、主に点字図書館で製作されたデータがサピエに、公共図書館で製作されたものが国会図書館に所蔵されているため、海外の締約国にデータを提供する時にも複雑になる。